

定期接種一覧表

R8.4.1現在

接種対象年齢は「誕生日の前日から」です。「未満」「至るまで」「達するまで」とは「前日まで」になります。

「出生〇週●日後」とは、生まれた日の翌日を出生〇週1日目として算出した日をあらわします。

ワクチン種類	回数		対象者	接種間隔	標準的な接種期間
五種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ Hib感染症)	第1期初回	3回	生後2か月から生後9か月に至るまでの間にある者	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔を置いて3回	生後2か月に達した時から生後7か月に達するまでの期間
	第1期追加	1回	生後2か月から生後9か月に至るまでの間にある者	第1期初回終了後6か月以上、標準的には12か月から18か月までの間隔を置いて1回	第1期初回接種終了後6か月から18か月までの間隔をおく
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	第2期	1回	11歳以上13歳未満の者	—	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間
麻しん 風しん	第1期	1回	生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者	—	—
	第2期	1回	5歳以上7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	—	—
日本脳炎	第1期初回	2回	生後6か月から生後9か月に至るまでの間にある者	6日以上、標準的には6日から28日までの間隔を置いて2回	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間
	第1期追加	1回	生後6か月から生後9か月に至るまでの間にある者	初回接種終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間
	第2期	1回	9歳以上13歳未満の者	—	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間
BCG	1回	1回	1歳に至るまでの間にある者	—	生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間
水痘	2回	2回	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	3か月以上、標準的には6か月から12か月までの間隔を置いて2回	1回目の注射は、生後12か月から生後15か月に達するまで2回目の注射は、1回目の注射終了後6か月から12か月までの間隔をおく
B型肝炎	3回	3回	1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔で2回注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回	生後2か月に至った時から生後9か月に至るまでの期間
小児の肺炎球菌感染症	初回	3回	生後2か月から生後6か月に至るまでの間にある者	標準的には生後12か月までに27日以上の間隔を置いて3回 ※ただし、2回目および3回目の注射は、生後24か月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は接種は行わない。また、2回目の注射は生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、3回目の注射は行わない。	初回接種開始は生後2か月から生後7か月に至るまで ※上記以外の期間に接種を開始する場合は、接種回数等が異なりますので、医療機関にご確認ください。
	追加	1回	生後2か月から生後6か月に至るまでの間にある者	初回接種終了後60日以上の間隔を置いて、生後12か月に至った日以降に1回	生後12か月から生後15か月に至るまでの間
ロタウイルス感染症 ・1価又は5価のいずれか一方を接種します	1価	2回	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	27日以上の間隔を置いて2回	初回接種については生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間
	5価	3回	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	27日以上の間隔を置いて3回	

ワクチン種類	回数	対象者	接種間隔	標準的な接種期間
ヒトパピローマウイルス感染症（HPV（子宮頸がん予防）ワクチン）	2回又は3回	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	<p>【2回接種】 6か月以上の間隔を置いて2回</p> <p>【3回接種】 2か月の間隔を置いて2回行った後、1回目の注射から6か月の間隔を置いて1回</p> <p>ただし、上記の方法をとることができない場合は、1か月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目の注射から3か月以上の間隔を置いて1回</p>	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間